

# 一般社団法人 いすみ市シルバー人材センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 いすみ市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を千葉県いすみ市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、いすみ市市内に居住する社会参加意欲のある定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた就業並びに社会奉仕等の機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験、能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又は、その他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供
  - (2) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業
  - (3) 高齢者に対し、必要な知識及び技能の付与を目的とした講習などの実施
  - (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
  - (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、いすみ市において行うものとする。

## 第3章 会員

(センターの構成員)

第5条 このセンターの会員は次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であつて、理事会の承認を得た者
  - ア いすみ市に居住する原則 60 歳以上の者
  - イ 健康な者であつて、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者
- (2) 特別会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人で、理事長が推薦し理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、その事業に協力する者で理事会が承認をした個人または団体

(入 会)

第6条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費の負担)

第7条 正会員及び特別会員は、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 正会員及び特別会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会において総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、当該会員に対し社員総会の日の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) センターの定款又は規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該賛助会員に対し、理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、理事会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により、除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。

(2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員であるセンターが解散したとき。

(3) 第7条の会費等を1年以上、滞納したとき。

(4) いすみ市に居住しなくなったとき。

(5) 総会員の同意があったとき。

(6) 除名されたとき

(7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金はこれを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とし、社員総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びにその支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等の金額
- (6) 正会員及び特別会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、これを決議することができない。

(種別及び開催)

第14条 センターの社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の議決がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招 集)

第15条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。ただし、議長は正会員であっても決議に加わることができない。

2 前項において、可否同数の場合、議長が正会員であるときは議長の決するところによる。

(書面決議等)

第19条 社員総会に出席しない正会員は、予め通知された事項について書面又はセンター所定の電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した議事録の作成に係る職務を行った理事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(総会運営規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第23条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選任された代表理事は会長に就任する。

4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係があるものの合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事には、センターの理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこのセンターの使用人が含まれてはならない。また監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとし

て法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) このセンターの業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び業務報告書を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときはこれを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこのセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 28 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第 29 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬等規程による。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
  - (3) このセンターがその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
  - 3 前 2 項の取り扱いについては、第 42 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 31 条 センターは、役員の法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(設 置)

第 32 条 センターに理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止
  - (3) 理事の職務の執行の監督
  - (4) 代表理事及び職務執行理事の選定及び解職
  - (5) 前各号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他セ

ンターの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制)の整備

(6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結  
(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があった場合又は会長が欠けたとき又は、あらかじめ理事会にて定めた順番により他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、そ

の事項を理事会に報告することは要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し、必要な事項は法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第7章 資産及び会計

(財産の種類)

第43条 センターの資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産はセンターの目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産についてセンターは、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理)

第45条 センターの財産の管理は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第46条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第48条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(備付け帳簿及び書類)



第 49 条 主たる事務所に 5 年間次の書類を備え置き、正会員及び債権者の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業報告
- (3) 事業報告の附属明細書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (7) 監査報告
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか主たる事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使にかかわる記録 正会員
- (2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 正会員及び債権者
- (3) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 裁判所の許可を得た正会員及び債権者
- (4) 会計帳簿 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 50 条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる理事総数の（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 センターが重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 51 条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 センターの会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては理事会の決議により別に定める。

(剰余金の非分配)

第 52 条 センターは剰余金の分配を行わない。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 54 条 センターは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の

2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第55条 センターは、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第五拾六条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第57条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第59条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第60条 センターの公告は、このセンターの事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第61条 センターの最初の事業年度は、センター成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第62条 センターの設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 市原一彦 小助川開光 佐久間廣幸

設立時代表理事 市原一彦

設立時監事 元吉敏彰

(設立時社員の氏名及び住所)

第63条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 千葉県いすみ市岬町東中滝 689 番地 3

設立時社員 永野謙一

住 所 千葉県いすみ市上布施 1000 番地 2

設立時社員 鈴木茂雄

(法令の準拠)

第 64 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(委任)

第 65 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人いすみ市シルバー人材センター設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2 年 3 月 5 日

設立時社員 永野謙一 ㊞

設立時社員 鈴木茂雄 ㊞